

青森県報

第三千六百二十六号

平成二十四年
十二月七日
(金曜日)

目次

告 示

| | |
|---|-----------------|
| 青森県褒賞規則により褒賞された者…………… | (総務学事課) …… 一 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… | (健康福祉課) …… 四 |
| 右 同…………… | (同) …… 四 |
| 右 同…………… | (同) …… 四 |
| 特定行為業務の登録…………… | (高年齢福祉保険課) …… 四 |
| 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出…………… | (障害福祉課) …… 五 |
| 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… | (同) …… 五 |
| 家畜伝染病の発生…………… | (畜産課) …… 五 |
| 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… | (会計管理課) …… 五 |
| 選挙管理委員会…………… | |
| 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正…………… | (事務局) …… 六 |

告 示

青森県告示第八百五十九号

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十四年十一月二十七日に行った褒賞

いち 戸 へ たけこ

多年美容及び着付けの業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

おお たか しげろ

多年津軽塗製造業に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

さき 藤 まん 蔵

多年水稻病害虫防除適期決定圃業務担当員及び病害虫防除員として水稻安定生産に貢献し、まことに他の模範であります。

外 と 館 だて 眞 まこと

多年タイル張り等の業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

にし 村 びろ 眞 まこと

多年日本料理調理業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

やま 崎 さき 敏 とし 博 ひろ

多年和生菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

かみ やま ひさし

多年県議会議員等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

こひら まさ 種 たね 松 まつ

多年市議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年学校法人の理事長等として生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年町教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年書道関係団体の要職にあつて、書道の普及と後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年建築及び都市計画に関する研究に努めるとともに、大学教授として後進の育成に努めるなど、建築及び都市計画における学術の進歩普及に貢献した功績まことに顕著であります。

光星学院高等学校硬式野球部

第九十四回全国高等学校野球選手権大会において、善戦敢闘よく準優勝の偉業を成し遂げ、郷土に名誉と誇りをもたらした事績まことに顕著であります。

第三十回オリンピック競技大会卓球競技団体において五位に入賞するなど、我が国卓球競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第二十八回から第三十回オリンピック競技大会まで、陸上競技長距離種目に三大会連続出場するなど、我が国陸上競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第三十回オリンピック競技大会バドミントン競技ダブルスにおいて銀メダルを獲得するなど、我が国バドミントン競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第三十回オリンピック競技大会バドミントン競技ダブルスにおいて銀メダルを獲得

高橋 福太郎

小笠原 慎逸

永澤 寛

戸沼 幸市

丹羽 孝希

福士 加代子

藤井 瑞希

垣岩 令佳

垣岩 令佳

するなど、我が国バドミントン競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

第三十回オリンピック競技大会アーチェリー競技において銀メダルを獲得するなど、我が国アーチェリー競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年保育園園長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年母子福祉の業務に力を注ぎ、母子家庭の自立向上に努め、また関係団体の要職にあつて、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

古川 高晴

小比類巻 八ル

前田 洋子

関一 宇

鈴木 木克隆

名久井 榮子

幸村 正信

金田 八重子

金田 八重子

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北村 貞美

多年薬剤師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

柴田 久喜

多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

関 裕二郎

多年りんご関係団体の要職にあつて、地域ぐるみによる病害虫防除作業の効率化に努めりんごの品質向上を図るなど、りんご産業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

荒谷 隆志

多年建築業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

浦田 繁美

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

熊野 精市

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

佐藤 壽逸

多年納税貯蓄組合組合長の要職にあつて、納税思想の普及高揚に貢献した功績まことに顕著であります。

高田 千代江

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

木戸 鐵雄

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

笹 常俊

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

澤村 榮治郎

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

高橋 勝敏

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

成田 勝蔵

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

大久保 孝雄

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

古家 晴子

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

蓬畑 善弘

多年点訳奉仕者として視覚障害者への点訳奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

内沢 節子

昭和五十六年度から平成二十二年度にかけ、青森市に対して社会福祉事業費として多額の金員を寄附し、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

青森市消費者の会

株式会社丸大サクラ^{まるだい}_{ちやくきやく}薬局
 昭和六十一年度から平成二十三年度にかけ、青森市に対して社会福祉事業費として多額の金員を寄附し、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県告示第八百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----------------------|--------------------|-----------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 施設の種類 | 年月日 |
| 北部上北広域事務組合 公立野辺地病院 | 上北郡野辺地町字鳴沢九 の二二 | 介護療養型医療施設 | 平成 二四・九・三〇 |

青森県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|--------------|--------------|-----------|---------|--------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 居宅介護事業所 | 廃止年月日 |
| 公立金木病院 組合 | 五所川原市金木町菅原一九 | 訪問看護 | 公立金木病院 | 平成 二四・三・三 |
| 居宅療養管理指導 | 公立金木病院 | 居宅介護事業の種類 | 居宅介護事業所 | 年月日 |
| " | 五所川原市金木町菅原一九 | 訪問看護 | 公立金木病院 | 平成 二四・三・三 |

| | | | | | |
|-------------|-------------|------|-----------|-------------|---------------|
| 株式会社十五番タクシー | 弘前市大字宮二丁目一の | 訪問介護 | ケアサポート十五番 | 弘前市大字宮二丁目一の | 平成 二四・九・三〇 |
|-------------|-------------|------|-----------|-------------|---------------|

青森県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|--------------|--------------|----------------------|-----------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 介護予防事業所 | 廃止年月日 |
| 公立金木病院 組合 | 五所川原市金木町菅原一九 | 介護予防 居宅療養 管理指導 | 公立金木病院 | 平成 二四・三・三 |
| 株式会社十五番タクシー | 弘前市大字宮二丁目一の | 介護予防 訪問介護 | ケアサポート十五番 | 平成 二四・九・三〇 |
| " | 五所川原市金木町菅原一九 | 介護予防 訪問看護 | 公立金木病院 | 平成 二四・三・三 |

青森県告示第八百六十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------|----------|-----------|---------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------------------|----------------------------|--------|
| 〇二〇〇〇〇 一八五〇〇〇 | 〇二〇〇〇〇 一八四〇〇〇 | 番登 号録 | 年登 月日録 | 氏名 又は 名称 | 住 所 | 名 称 | 業 務 所 | 予 業 務 開 始 日 | 備 考 |
| " | 平成 二四・二・一 | | | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 平成 二四・二・一 | |
| 一坂木 八鳥 の九 沢 | 一坂木 八鳥 の九 沢 | | | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 平成 二四・二・一 | |
| 業活 所介 護事 | 業活 所介 護事 | | | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 平成 二四・二・一 | |
| 一坂木 八鳥 の九 沢 | 一坂木 八鳥 の九 沢 | | | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 平成 二四・二・一 | |
| " | " | | | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 平成 二四・二・一 | |
| 介 護 所 生 活 | 介 護 所 生 活 | | | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 社会 法人 潮音 社 | つがる 市 つがる 市 八戸 市 | 平成 二四・二・一 | |

青森県告示第八百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-------------------|--------------------|------------|-------------------|------------------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 主たる事務所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所 | 年 月 日 止 |
| 特定非営利活動法人 ありんこ | 弘前市大字青山 三丁目一四の五 | 児童発達支援 | 児童デイサービス いのあかり | 平成 二四・二・三〇 |

青森県告示第八百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-------------------|--------------------|----------------|-------------------|--------------|
| 指定障害児通所支援事業者 | 主たる事務所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業を行う事業所 | 指 定 日 |
| 特定非営利活動法人 ありんこ | 弘前市大字青山 三丁目一四の五 | 放課後等 デイサービス | 児童デイサービス いのあかり | 平成 二四・三・一 |

青森県告示第八百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------|-------|----------|----|---------------------------------------|--------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患者、疑患者の別 | 頭数 | 発生 の 場 所 又 は 区 域 | 発 生 日 |
| ヨ一ネ病 | 牛 | 患者 | 一 | 十和田市 | 平成 二四・二・三 |
| ヨ一ネ病 | 牛 | 患者 | 二 | 十和田市 | 二四・二・三 |
| ヨ一ネ病 | 牛 | 患者 | 一 | 上北郡東北町 | " |

青森県告示第八百六十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十四年六月二十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成二十四年十二月七日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

八戸市大字馬場町二二
田名部 啓臣

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

| | | | |
|----------------|-----------|-------------|-------|
| 大間町農業研修センター豊栄館 | 一 ” の三 | 大間町大字奥戸字館の上 | を |
| 大間町奥戸交流館 | 四 ” の八 | 大間町大字奥戸字浜町通 | に改める。 |

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭